

愛荘町ホームページ広告掲載に関する基準

平成 19 年 11 月 20 日

訓令第 33 号

(趣旨)

第 1 条 この訓令は、愛荘町広告掲載要綱（平成 19 年告示第 104 号）に基づき、町が作成する愛荘町ホームページへの広告掲載について、必要な事項を定めるものとする。

(広告の掲載位置)

第 2 条 広告の掲載位置は、愛荘町ホームページのトップページで町が指定した位置とする。

(広告の掲載規格)

第 3 条 掲載する広告は、バナー広告とする。

2 掲載規格は、1 区画につき縦 60 ピクセル×横 140 ピクセル、4 キロバイト以内とし、GIF 形式または JPEG 形式とする。

(広告掲載期間)

第 4 条 広告の掲載期間は、1 か月間を単位とし、1 回の申し込みにより掲載できる期間は最長 6 か月間とする。

2 前項の規定にかかわらず、広告掲載開始日および広告掲載終了日が日曜日もしくは土曜日、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に基づく休日または 12 月 29 日から翌年 1 月 3 日までの日に当たる場合の広告掲載開始日および広告掲載終了日は、別に町長が定める。

3 広告掲載期間中、町の都合によりホームページを閉鎖した時間が生じたときは、閉鎖した時間を 24 時間で除して得た日数（端数切捨て）に相当する期間、広告掲載期間を延長するものとする。

(広告掲載料)

第 5 条 広告の掲載料金は、1 枠あたり月額 7,300 円とする。

(広告の申し込み)

第 6 条 広告を掲載しようとする者（以下「申請者」という。）は、愛荘町広告掲載申込書に広告原稿案を添えて提出しなければならない。

2 同一申込書が申し込める広告は、1 月につき 1 枠限りとする。

(広告原稿の作成および提出)

第 7 条 広告原稿は、申請者の負担で作成し、町が指定する期日までにデジタルデータで提出するものとする。

(広告内容)

第 8 条 申請者は、広告の内容およびデザイン等が愛荘町ホームページのイメージを損なうことのないよう、みらい創生課と調整しなければならない。

(その他)

第 9 条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

付 則

この訓令は、平成 19 年 11 月 20 日から施行する。

付 則

この訓令は、平成 23 年 11 月 1 日から施行する。

付 則

この訓令は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この訓令は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この訓令は、令和元年 10 月 1 日から施行する。